

とらい & GROW 322号

2015/1/23発行

2015.1月号

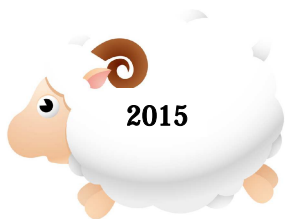
今年もよろしくお願ひ致します

新年を迎え良い年になるよう皆それぞれが祈りました。「健康でしあわせな生活が続きますように・・・」と、新しい年を考えながら・・・。

現在の日本を考えてみると「こんなにモノは豊富だし、食べ物は世界のどの国よりもおいしいし、教育も充実し病院・防犯も完備され、栄養失調で死ぬ人も居ません」。こんなに満たされている国は世界にあまりないのではないのでしょうか。にもかかわらず・・・実はちっとも「しあわせ」を感じない人が増えてきているそうです。「衣食足りて礼節を知る」これも何だかピッタリしません。「足るを知る」はもう古い人間にしかわかりません。



「欲」がなくなるとそこで成長は止まる？あくまでも競争し獲得し続ける？それでほんとうに良いのでしょうか。 競争なきところに進化はありません。競争こそ成長発展の原動力ではありますが競争の仕方が問題です。他を蹴落として自分だけの成長はやがて壁にぶつかり長続きしません。自分と相手だけ良ければ（ウインウインの関係）という考えにも限界があるといわれています。「三方よし」いま特に本質的なところで主流を占めんとしている**“相手よし、回りよし、自分よし”の思考法** つまり“三方、世間（社会）も良くならなければ結局「しあわせ」はやってきません”と教えられています。自分だけの利己心に満ちた「しあわせ」は存在しません。縮小社会で全体のパイが小さくなるなか、共生社会を実現せねばなりません。急速にすすむ高齢社会と人口減・・・これを克服し、世界のお手本たりえるのは日本においてほかに達成できないのでは・・・その為にも「愉快地に辛抱する」こんなことを年頭に考えていました。



今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます

モラロジー生涯学習セミナー

第7回 公開ニューモラルセミナー ご案内

日時 2月16日（月）19：00～21：00
場所 藤沢商工会館ミナパーク 501号室
講師 寺坂 富俊
参加費 500円
問い合わせ先 0466-53-6677

さわやか土曜塾のご案内

日時 2月14日 10：00～11：30
場所 辻堂市民図書館 2F会議室
講師 北 雄二 参加費 500円
（公益財団法人モラロジー研究所参与）
問い合わせ先 0466-36-0627

お気軽にご参加ください。心よりお待ちしております。

SLE研究室報告 (Social insurance, Labor and Employment)

～ 2015 年社会保障・労務の政府方針～

明けましておめでとうございます。今回の SLE 研究室では、新年早々新聞紙上をにぎわしている社会保障・労務関係の政府方針について、まとめてお知らせいたします。

1. 確定拠出年金の加入年齢上限を 70 歳まで引き上げ

厚生労働省は、運用の成果によって将来の年金額が変わる確定拠出年金で、加入年齢の上限を原則 60 歳から 70 歳に引き上げる検討に入りました。

60 歳過ぎても働くシニアが増えているため、企業に掛金（保険料）を納めてもらい、将来受け取る金額をふやせるようにするとともに、一時金としてではなく年金としての受け取りを促すようにします。これは、公的年金の支給額が目減りするなか、企業年金改革を進め、私的企業年金により老後の生活資金を確保しやすくすることを目的としています。

厚生労働省は 2016 年度の通常国会で関連法の改正、2017 年度の施行を目指しているとのこと。確定拠出年金については、今月下旬召集の通常国会に提出する関連法案で、主婦や公務員など誰でも加入できる改正も同時に検討されています。

2. ホワイトカラー・エグゼンプション制度の対象年収を 1075 万円以上へ

厚生労働省は、働いた時間でなく成果に応じて報酬を支払う新しい労働時間制度「ホワイトカラー・エグゼンプション（WE）」制度について、対象を年収 1075 万円以上の高度な職業能力を持つ労働者とする方針で、法改正に向けて調整に入りました。

新制度では、柔軟な働き方ができるようになる一方、「1 日 8 時間まで」等の労働時間規制の適用が除外され、残業代も支払われなくなります。ただし、経営者側は対象労働者の拡大を、労働者側は新制度導入自体の反対をそれぞれ求めており、制度の方向性はまだまだ不透明です。

3. 公的年金の受給資格期間の短縮を先送り

政府は、2015 年 10 月の消費税 10% 引き上げの先送りに伴い、それと同時に実施するはずだった公的年金の受給資格期間の短縮（25 年 → 10 年）を先送りする方針を固めました。

昨年暮れの報道では、消費税再引き上げが実施されなかったとしても年金受給資格期間の短縮は予定通り実施する旨の政府方針が固まったとのことでしたが、それが 1 か月の間に反転してしまいました。

4. 2018 年 4 月より国民健康保険（国保）の運営を都道府県へ移管

厚生労働省は、2018 年 4 月に国保の運営を市町村から都道府県に移す方針を固めました。

国保は、協会けんぽや健保組合・共済組合より高齢者割合が高いため医療費がかさむ一方、無職者も多く加入しているため保険料収入は伸びないという構造的な問題があり、市町村の財政を圧迫しています。

そのため、運営を都道府県に移管するとともに、加入者の平均給与が比較的高い健保組合・共済組合の負担金を増やすことで、国保財政の健全化を目指す方向とのこと。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた 場合の贈与税の非課税措置が見直されます



改正点（平成 27 年度税制改正大綱より）

適用期限が**平成 31 年 6 月 30 日**まで延長されます。

贈与者（65 歳未満）の場合の相続時精算課税制度の選択特例も平成 31 年 6 月 30 日まで延長されます。

非課税限度額が消費税の改正内容に伴って以下のとおり拡充されます。

イ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる**消費税の税率が 10%**である場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結時期	良質な住宅用家屋（ ）	左記以外の住宅用家屋
平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月	3000 万円	2500 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1500 万円	1000 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	1200 万円	700 万円

ロ 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる**消費税の税率が 10% 以外**である場合

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結時期	良質な住宅用家屋（ ）	左記以外の住宅用家屋
～平成 27 年 12 月	1500 万円	1000 万円
平成 28 年 1 月～平成 29 年 9 月	1200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月	1000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円

（ ）上記の「良質な住宅用家屋」とは省エネルギー対策等級 4（平成 27 年 4 月以降は断熱等性能等級 4）又は耐震等級 2 以上もしくは免震建築物に該当する住宅用家屋を言います。

（ ）上記の「良質な住宅用家屋」の範囲に、一次エネルギー消費量等級 4 以上に該当するエコ住宅及び高齢者等配慮対策等級 3 以上に該当するバリアフリー住宅が追加されます。

消費税の引上げになるタイミングや契約時期、注文住宅の場合の工事請負契約締結の時期（注文住宅等では半年前までに契約していた場合は、引き渡しは税率改正後であっても旧税率が適用されます）、建物引き渡しの時期、贈与の時期等などよく考えて、相続対策、住宅購入のスケジュールをたてるのが良いと思われます。（C.S.）

今月の一言 宇久田進治



「条件が整ったら・・・」ではなく
断じて行なう決意がものごと成就の要諦

条件や環境がそろったら実行するは言い訳。要はやるか先延ばしか、ふたつにひとつ。私は、なんやかんや理由をつけては先延ばししている・・・それでも実行すればまだ許せるが・・・

今年は言い訳はよそう！時間は無限でもないし、今がいつまでも続くものでもない。

確定申告の時期が近づいてまいりました！

今年の申告期間は、2月16日(月)から3月16日(月)までとなります(還付申告は2月15日以前でも行うことができます)。そこで今回は確定申告が必要となる主な方をご紹介します。ご自身が確定申告する必要があるのか分からない場合は担当者または事務所の方までご連絡下さい。

1 給与所得がある人

給与の年間収入金額が2,000万を超える方

給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)の合計額が20万円を超える方

給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く。)との合計額が20万円を超える方

同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方

2 公的年金等に係る雑所得がある人

公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方は確定申告書の提出が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

(注2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

3 退職所得がある人

退職所得は、一般的に、退職金の支払の際に支払者が所得税及び復興特別所得税を源泉徴収するだけで所得税及び復興特別所得税の課税関係は終了するため、確定申告は必要ありません。ただし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある方は、確定申告書の提出が必要です。

4 1~3以外の人

各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む。)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。

(注1)上記の1~4で確定申告書の提出が不要な場合であっても、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例などの適用を受ける方は確定申告書の提出が必要です。

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/㈱経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町1-1-2 柿崎ビル6F

URL: <http://www.ukuta.net/>

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

: <http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>

「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。